

**平成30年度 埼玉県第4種リーグ戦
東 部 地 区 細 部 運 営 要 領**

平成30年度埼玉県第4種リーグ戦実施要項（以下、「県要項」という。）確認事項10（2）に基づき、東部地区細部運営要領を次のとおり定める。

- 1 移籍追加登録選手の承認 [県要項10（3）・別紙第1使用方法1③関連]
「移籍追加登録選手の詳細」の承認権者は、北・中・南の各当該委員長を経て東部地区運営委員長とする。
転校・転居を伴わない移籍は、6月1日から6月30日までに日本サッカー協会の選手登録が完了したものとす。
- 2 同勝点で順位決定が必要な場合の方法 [県要項12（3）関連]
原則として再試合による。ただし、やむをえない事由により東部地区運営委員長の承認を受けた場合はペナルティマークからのキックによることができる。
但し、抽選については、各北・中・南の役員立ち会いのもと、抽選とする。
- 3 エントリー表の提出 [県要項確認事項1（1）・別紙第1使用方法1②関連]
エントリー表は、自チームのリーグ戦第1試合当日の受付時に各会場本部並びにブロック長宛に提出。
- 4 東部地区としての統制事項
 - (1) 4月8日（日）から10月7日（日）の間、各ブロック責任者を中心に日程を決定し、日程表をリーグ戦開始前にリーグの各チーム、ならびに東部地区運営委員長、南、中、北の委員長に提出する。
ただし、この日程が整理できない場合には、リーグ内各チームと調整の上日程を修正し実施1週間以内に変更日程を提出する。
 - ※リーグ開始前 : マスタースケジュールの提出
 - ※リーグ戦開始後 : 1週間前に確定の日程を提出
 - (2) 天候その他の事由による中断・中止の場合 [県要項確認事項5 関連]
 - ① 中止については、会場ごとに会場責任者がブロック責任者と調整のうえ決定し、関係チームに連絡する。（スライドは行わず別日程で実施する。）
 - ② 試合途中で中断した場合
 - ・再開後の試合時間は規定の試合時間の残り時間とする。
 - ・再開できない場合は、その時点の得点をもって試合終了とする。
 - (3) ブロック責任者（チーム）の業務
 - ① 各ブロックの連絡調整役として、試合の日程、組み合わせ、審判の割当等を行う。
 - ② ホームチーム及び会場責任チームをはじめ参加全チームの協力を得て円滑な運営に努める。
 - ③ 各チームの最新版のエントリー表原本（別紙第1付紙第2「移籍追加登録選手の詳細」を含む。）をリーグ戦終了まで保管する。
 - ④ 県要項別紙第2「報告事項一覧表」に示された次の報告を行う。
 - ・対戦予定：対戦予定日前の火曜日：井部理事長、東部運営委員長、各地区委員長（南・中・北）
 - ・結果速報：試合終了後の火曜日：井部理事長、東部運営委員長、各地区委員長（南・中・北）
 - ・第4種選手権大会出場チームの最終版エントリー表（原本）：県要項別紙第2のとおり

- ・運営状況チェック表：対戦終了の都度記録：県要項別紙第2のとおり
 - ・その他の報告事項：報告先は別途指示
 - ・審判報告書：県要項別紙第2付紙第3「その他の報告事項」①②のとおり
- ⑤ 各ブロック責任者は、確認事項10(3)に基づき、各ブロックの有望選手の選考及び経理会計処理を行う。

(4) 会場責任者(チーム)の業務

- ① 会場責任審判員を指名する。会場責任審判員は、リーグ戦の審判員が審判員資格者であることを確認する。
- ② 結果速報を当日中にブロック責任者に送付する。(メール又はFAX)
- ③ 審判報告書(原本)をブロック責任者に送付する。(郵送等)

(5) 参加チームの義務

- ① 適任の有資格審判員を2名以上帯同すること(本部による審判証の確認を受ける。)
- ② リーグ戦日程においてどうしても参加ができない状況が発生したときは、少なくとも2週間前までにブロック責任者に理由を明記したメールまたはFAXを送付し許可を得ること。ただし、4月については、開幕当初という事情を考慮し、速やかに連絡、許可を得るものとする。
「理由の如何について」
認められるケース：学校行事(出欠が問われる)・集団感染等
認められないケース：4種リーグ戦以外(他のカテゴリーへの参加を含む)試合・大会
指導者不在・審判員不在・試合会場への移動手段の未確保等。
- ③ ブロック責任者は、対戦予定の1週間前までにリーグ内各チームと調整の上対戦組み合わせを確定する。それ以降のキャンセルがあった場合は不戦敗とする。キャンセルした場合でも、審判は履行しなければならない。(参考：対戦予定前の火曜までに県へ報告)
- ④ 不測の事態による場合は速やかにブロック責任者に連絡する。ただし、割当審判は履行しなければならない。
- ⑤ 県要項及び本細部運営要領を遵守する。特に、試合当日の正副ユニフォーム、選手証、審判証の携行及び事前の連絡、送付期限の厳守に注意する。
- ⑥ ベンチ入りする指導者・役員は2名以上5名以内とする(試合開始時)

以上

平成30年 4月 1日

埼玉県東部地区少年サッカー連絡協議会